

12月は「市税滞納整理強化月間」です

～納期限内納付のご協力をお願いします～

市税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っています。福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。市税などの納期が過ぎて未納の人は早めに納付してください。

市では、毎年増加傾向にある市税滞納額の縮小と収納率の向上を目指し、12月を「市税滞納整理強化月間」として、税収確保に努めます。

納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

市税などの納期限が過ぎて未納の人には、督促状や電話・文書などで催告をしていますが、納付相談がなく未納の人には市職員がその人のお宅を訪問し、納付の催告を行います。

市税などの滞納が続くと納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ延滞金が加算されます。また、大多数の人が納期限内に納付されている中で、再三納付の催告をしているにも関わらず滞納を続ける人には、税負担の公平性や市民としての負担の義務を果たしていただくため、財産の差押などの滞納処分を執行します。

◎差押件数は年々増加しています

上半期(4～9月)の滞納処分(財産差押)の件数と、換価額の推移です。債権・不動産など種類を問わず、さまざまな財産を差押しています。

区 分	23年度上半期	24年度上半期	25年度上半期
預 貯 金	185	340	402
給 与・年 金	12	19	10
生 命 保 険	17	16	20
国 税 還 付 金	25	57	36
売 掛 金・賃 料 ほか	5	5	1
不 動 産	15	33	19
計	259	470	488
換価による税収	11,272,160円	27,074,723円	19,973,526円

◎市税に滞納のある人は、確定申告による所得税還付金をすべて差押します

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、市税に滞納のある人については、差押の手続を行ったうえで、すべて市税に充当します。なお、市税を分割納付いただいている人もすべて差押の対象となります。

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
差 押 件 数	68	99	138
換 価 額	2,587,665円	5,300,377円	4,656,484円

◎不動産差押を強化しています

住宅ローンなどの支払を優先して納付いただけない人には、積極的に不動産(土地・建物)差押を執行しています。



◎給与差押も強化しています

給与収入など納付できる支払能力があるにも関わらず、住宅ローンや他の借入などの支払を優先して納付いただけない人には、積極的に給与差押を執行しています。

市税を滞納してしまい、市が勤務先に給与照会することにより、結果的に市税の滞納の事実が勤務先に知られることとなります。

給与差押については、完納になるまで毎月取立を行います。

納税が困難な人は、一人で迷わず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納付相談窓口

市役所開庁時間に納付相談ができない人のために、下表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	12月25日(水) 1月31日(金) 2月28日(金) 3月31日(月)	時間	午後8時まで
		場所	困収納課

●日曜納付相談窓口

12月の「市税滞納整理強化月間」には日曜納付相談窓口を開設します。

開設日	12月22日(日)	時間	午前9時から正午まで
場所			困収納課

問合せ▶困収納課収納整理係 (☎内線1084)